

※開催前に申請しなければ助成の対象になりません。申請方法については裏面をご覧ください。

敬老事業の助成について

永年にわたり地域の発展に尽力された高齢者の長寿を祝う敬老事業に対し助成を行います。

助成対象の事業は？

9月1日～11月30日の間に実施する敬老会（在宅高齢者を敬老する事業又は高齢者相互の親睦を図る事業）が対象となります。

★1町内会が最小範囲ですので、1町内会以上を1団体として実施してください。

助成金の交付額は？（助成額の計算方法）

実施年度内に、次のいずれかに該当する方1名につき1,500円を1回に限り助成します。（8月1日時点で高梁市に住所を有していること）

- ① 満年齢75歳以上で、敬老事業に参加した方。
- ② 実施地域内の在宅の方（施設入居者等は除く）で、満年齢88歳を迎えられる方。（敬老事業の参加の有無に関係なく助成の対象となります。）

（例）

10月1日に町内会で敬老会を開催。満年齢75歳以上の方8名に参加の案内をしたが、当日は7名の出席だった。また、町内会に満年齢88歳の方が2名いた場合。

- | | |
|------------|-------------------|
| ①75歳以上の出席者 | 7名×1,500円=10,500円 |
| ②満年齢88歳の方 | 2名×1,500円=3,000円 |
| | ①+②=13,500円（交付額） |



～申請手続きの流れ～

①「交付申請書」「事業計画書」「対象者の名簿」を提出してください。
(申請書類等は社会福祉協議会及び各地域市民センターにあります。)
※交付申請額の8割を上限に助成金の概算払が可能です。希望される場合は、併せて「請求書」の提出が必要です。



②申請書類の受理後、実績報告に必要な書類を送付します。(概算払希望団体の指定口座に助成金を振り込みます。)



敬老事業を実施



③「事業実績報告書」「事業報告書」「出席者名簿」「開催時の写真2枚以上」「請求書」を提出してください。



④助成金確定通知の送付とともに、指定口座に助成金(精算分)を振り込みます。
※助成金確定額が概算払額に達していない場合は、差額を返金させていただきます。



★この事業の一部に、皆様からいただいた会費が使われています。

※留意事項

- ①事業に対しての助成で、対象者個人に対しての助成ではありません。
- ②現金又は記念品の贈呈のみの事業は対象となりません。

相談・お問い合わせ

詳しい事業内容、申請の手続きについては下記までお気軽にご相談ください。

| | | |
|------------------|-------|---------|
| 社会福祉法人高梁市社会福祉協議会 | 地域福祉課 | 22-7243 |
| | 有漢支所 | 57-3218 |
| | 成羽支所 | 42-2005 |
| | 川上支所 | 48-9770 |
| | 備中支所 | 45-3131 |

